

高松市附属機関等の設置，運営等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は，附属機関および懇談会・協議会等の適正な設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「附属機関」とは，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により法律または条例に基づき設置されたものをいう。

2 この要綱において「懇談会・協議会等」とは，各種団体の代表者等により市民の意見を本市の行政に反映させることを主な目的として規則，規程，要綱等に基づき設置されたものをいう。

(附属機関の設置)

第 3 条 附属機関の設置に当たっては，次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務は，弾力的に対応できるよう，適切な範囲のものとする。
- (2) 設置目的に永続性のないものは，存続期間を定めること。
- (3) 委員の定数は，15 人以内とすること。ただし，特別の事情があると認められる場合は，この限りでない。

(附属機関の廃止および統合)

第 4 条 既に設置されている附属機関で，次の各号のいずれかに該当するものについては，廃止または統合を検討するものとする。

- (1) 社会経済情勢の変化により著しく必要性が低下したもの
- (2) 所期の目的を達成したもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 設置目的および所掌事務が他の附属機関と類似し，または重複しているもの

(附属機関の委員の委嘱)

第 5 条 附属機関の委員の委嘱に当たっては，設置目的に応じて，市民の幅広い層からの意見の反映および公正性の確保を図るとともに，次の事項に留意するものとする。

- (1) 委員への女性の登用については、高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱（平成8年3月6日制定）の定めるところによること。
- (2) 市議会議員および市職員は、委員に任命しないこと。
- (3) 委員に委嘱する時に年齢75歳以上である者は、第3項に規定する公募による場合を除き、委員にすることはできない。
- (4) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないようにすること。
- (5) 既に他の附属機関4機関以上の委員となっている者は、委員に委嘱しないこと。

2 前項の規定は、委員に委嘱しようとする者が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者である場合、専門的な知識、経験等を有する者が他にいない場合その他特別の事情があると認められる場合には、適用しない。

3 委員については、「高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針」（以下「指針」という。）の定めるところにより、原則として、一定の枠を設けて公募するものとする。

（附属機関の運営および会議）

第6条 附属機関の運営に当たっては効果的かつ効率的に行い、会議の開催は必要最小限にとどめるものとする。

2 会議の透明性の確保に努めるため、会議は、指針の定めるところにより、原則として公開するとともに、会議記録等を審議経過等が明確になるよう作成するものとする。

（懇談会・協議会等の設置）

第7条 懇談会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、協議事項、設置期限ならびに構成員の数、選任区分および任期を明らかにすること。
- (2) 構成員の定数は、15人以内とすること。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があること、その他特別の事情があると認められる場合は、こ

の限りでない。

- (3) 懇談会・協議会等の名称には、審議会、審査会または調査会という表現は用いないこと。

(懇談会・協議会等の構成員の選任等)

第8条 第5条の規定は、懇談会・協議会等の構成員の委嘱について準用する。

- 2 第6条の規定は、懇談会・協議会等の運営および会議について準用する。

(事前協議等)

第9条 附属機関または懇談会・協議会等を新たに設置する場合および附属機関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱を行う場合は、事前に関係部長等と協議を行わなければならない。

- 2 附属機関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱を行う場合は、総務課長および総務課文書係長の審査を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第5条および第8条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う最初の附属機関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、平成13年7月1日以後に行う委員の委嘱から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。